

令和5年10月10日

川崎市議会議長 青木功雄様

高津区在住者

高津区上作延87号線、南原小学校796番地、所有権移転、
登記に関する陳情

陳情の要旨

南原小学校を設立する際に市道路線として認定された、高津区上作延87号線については、現在に至るまで所有権の移転登記がされていません。所有権移転登記が未了のままだと、今後近隣の土地の開発行為を行った場合などに、地権者に不利益が生じるおそれがあります。

高津区上作延87号線の所有権移転登記を適切に行ってください。

陳情の理由

高津区上作延732番5GSスタンドから732番、別所支部13組・14組、744番、長栄興業(株)、駐車場、永井駐車場から754番、87号線、139号線、796番(南原小学校)、811番(京浜保健衛生協会)までの区域の地権者「農家、組合」が、学校用地として市に売却、昭和58年8月11日、87号線を認定したが、開示された決裁文書で87号線、学校用地、南原小学校796番は昭和61年11月1日、創立、791番ほか22筆、3021.32㎡、平成10年8月11日、公有財産土地、全部、建設局土木管理部管理課に管理換え、登記簿公図は(分類)地図に準ずる図面、(種類)旧土地台帳付属地図、市保管土地図、導水路台帳全て未処理、未登記です。相続人****は160号、139号、204号線を新設して本市に寄贈しました。相続が発生すれば「所有権移転」です。被相続人の土地を相続人が500㎡以下に分筆して農業委員会に届けた、総会で決議した市の見解、議事録、市長回答を誰一人理解できませんでした。以下の項目のとおりです。

- 1 建築物の敷地は建築基準法道路幅員 4 m（現行 6 m 以上）の道路に 2 m 以上接することが必要です。（接道義務、建築基準法第43条）
- 2 令和 3 年 3 月 18 日「2 川濃委第 496 号」農業委員会、農地の転用届出について（全部開示）農地を道路、住宅、駐車場、市長の許可を受けず無断転用は法律違反、令和 4 年 2 月 18 日市長回答、農業委員に確認したが、開示した資料のとおり総会で決議している。令和 4 年 7 月 13 日、市長回答も、意味不明です。
- 3 758 番 3 の農家は、平成 17 年に所有権移転（相続）、489㎡に分筆してミニ開発、農地転用、91 号線を接続道路として市長の許認可を取り、住宅を新築しました。市の見解、許認可の違いを議会でお調べください。
- 4 732-1、744-1（現況）永井駐車場、長栄興業㈱は（産業廃棄物積替え保管なし）、産業廃棄物を積んだ現場から廃棄物処分場まで直送で運搬する許可です。また、別所支部 13 組・14 組は平成 9 年、平成 16 年、町会、会員名簿に掲載あり。上作延町会、近隣住民も違法事業を確認しています。市は、長栄工業㈱を優良事業者として表彰しています。
- 5 法務局で、登記簿、公図、地積測量図、まちづくり局は確認申請書の概要書を昭和 47 年以降、新築の家屋は保管しています。
- 6 上作延 3 丁目は、令和 5 年 1 月 23 日、住居表示が施行され旧新対照表を見れば、地番が分かります。
- 7 教育委員会が制作した、上作延農家の行事、村の祭り DVD を南原小学校に寄贈しました。見てください。
- 8 平成 31 年「陳情第 142 号」で退職する局長は、私は退任するが残された職員が、引き続きその責任を真摯に果たしていくことを約束すると、議場で議員、職員に宣言しています。